

第23回部会における委員からの依頼資料

- 1 平成28年度 生活保護基準部会の検証作業スケジュール(案)
- 2 生活保護基準における加算の認定状況
- 3 被保護高齢者(65歳以上)の年金受給状況・就労状況
- 4 生活扶助基準の見直しに伴い影響が生じる他制度について
- 5 1世帯当たりの保護の決定状況
- 6 保護歴のある保護開始世帯の状況

平成28年度 生活保護基準部会の検証作業スケジュール(案)

	H28.7月	H28.8月	H28.9月	H28.10月	H28.11月	H28.12月	H29.1～3月
①生活扶助	・主要論点に関する議論				・総務省からH26全国消費実態調査・H22～H26家計調査のデータを入手出来次第、特別集計作業開始	各検討課題の議論の状況に応じて、H29検証で実施すべき検討課題を整理	検討作業班によるデータ分析
②有子世帯の扶助・加算			・主要論点に関する議論		・更に深めるべき論点と今後の検証方針に関する議論		
③就労(勤労控除等)				・主要論点に関する議論			
④級地区分				・主要論点に関する議論			
⑤その他の扶助・加算			・主要論点に関する議論				
⑥基準見直しの影響	・検証方法の検討	・順次、見直しによる影響を把握					
						各検討課題の議論の状況に応じて、検証方法が整理されたものから順次分析を開始	

※ 本スケジュール(案)は、今後の議論の状況等を踏まえ、変更があり得ること留意が必要。

※ 平成29年度のスケジュールについては、平成28年度の議論の状況を踏まえて平成28年度中に整理する。

生活保護基準における各種加算の認定状況

	事業費 (平成26年度の推計)	認定件数 (平成26年7月31日時点)
妊産婦加算	4.6億円	3,674件
障害者加算	859億円	328,435件
介護施設入所者加算	31億円	25,934件
在宅患者加算	0.6億円	382件
放射線障害者加算	0.5億円	115件
児童養育加算	※255億円	123,331件
介護保険料加算	175億円	457,911件
母子加算	349億円	129,958件
合計	1,675億円	1,069,740件

資料：平成26年度被保護者調査年次調査(個別調査)をもとに保護課推計
 ※事業費の推計は以下のとおり
 (各種加算の平成26年度基準単価)×(平成26年7月31日時点の人員数)×12月
 ※児童養育加算の認定件数は世帯件数のため、事業費の推計においては、
 3歳未満の児童数及び3歳～15歳未満の児童数を用いた。

参考：生活保護費負担金額に占める加算の事業費の割合 **4.6%**

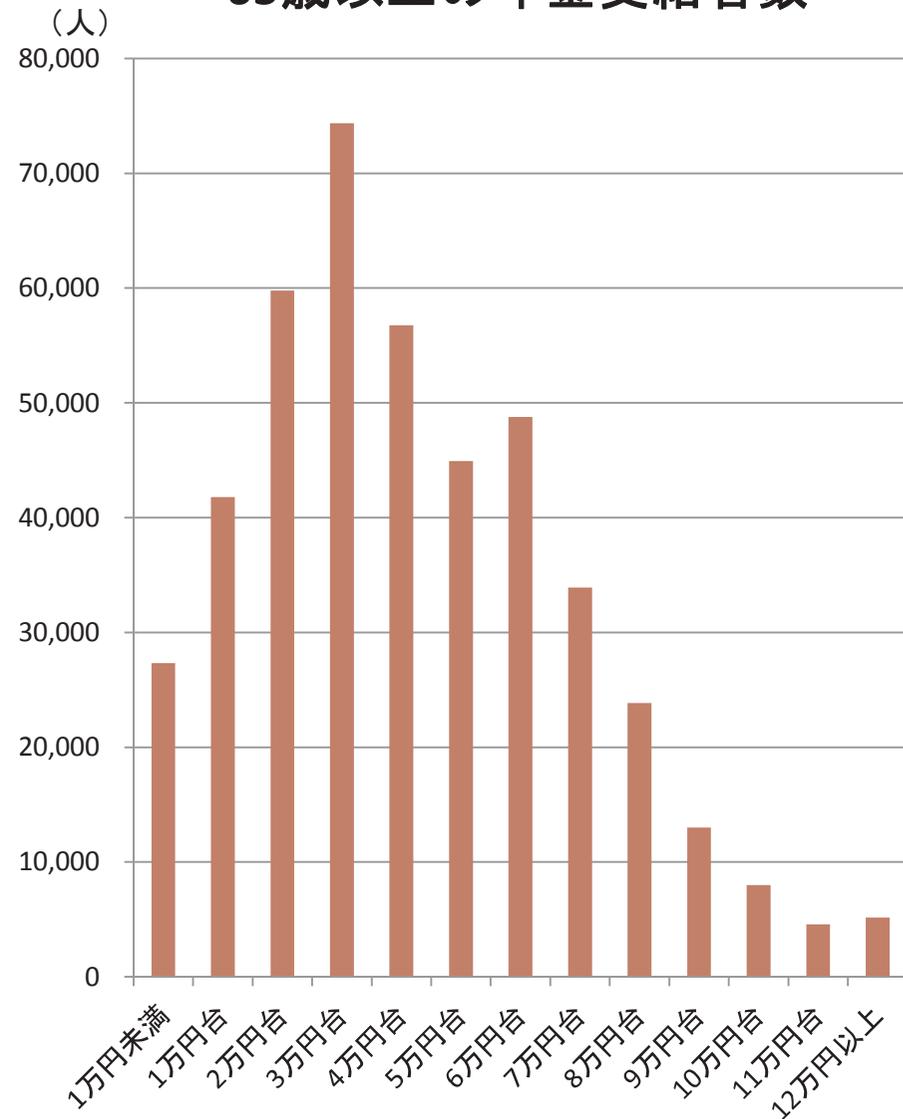
平成26年度加算の事業費推計額 1,675億円 / 平成26年度生活保護費負担金実績額 36,746億円 = 4.6%

被保護高齢者(65歳以上)の年金受給状況

65歳以上の生活保護受給者のうち、年金受給割合は47.8%と約5割である。また、年金を受給している生活保護受給者1人あたり年金受給月額額は47,162円となっており、3万円台の受給者が最も多い。

	被保護者数 (人)	構成割合 (%)
被保護人員 総数	2,127,602	
65歳以上被保護人員	924,979	100.0
年金受給者	442,272	47.8
年金受給金額階級別		
1万円未満	27,322	3.0
1万円台	41,798	4.5
2万円台	59,781	6.5
3万円台	74,370	8.0
4万円台	56,771	6.1
5万円台	44,944	4.9
6万円台	48,760	5.3
7万円台	33,922	3.7
8万円台	23,869	2.6
9万円台	13,015	1.4
10万円台	7,982	0.9
11万円台	4,567	0.5
12万円以上	5,171	0.6
平均額(円)	47,162	-
無年金者	482,707	52.2

65歳以上の年金受給者数



被保護高齢者(65歳以上)の就労状況

65歳以上の生活保護受給者のうち、就労している割合は3.9%である。職種別にみると、パートの割合が4割を占めている。

		被保護者数(人) A	被保護就労者数(人) B	構成割合(%) B/A
被保護人員 総数		2,127,602	262,026	12.3%
65歳未満		1,202,623	225,987	18.8%
65歳以上		924,979	36,039	3.9%
再掲	65歳～69歳	250,821	19,762	7.9%
	70歳～74歳	247,706	10,236	4.1%
	75歳以上	426,452	6,041	1.4%

		被保護 就労者数 (人)	職種別内訳					その他
			正規の職員 ・従業員	パート	アルバイト	派遣職員	契約社員 ・委託	
被保護人員 総数		262,026 100.0%	16,574 6.3%	117,012 44.7%	59,633 22.8%	4,995 1.9%	6,394 2.4%	57,418 21.9%
65歳未満		225,987 100.0%	15,141 6.7%	101,932 45.1%	53,315 23.6%	4,303 1.9%	5,327 2.4%	45,969 20.3%
65歳以上		36,039 100.0%	1,433 4.0%	15,080 41.8%	6,318 17.5%	692 1.9%	1,067 3.0%	11,449 31.8%
再掲	65歳～69歳	19,762 100.0%	783 4.0%	8,976 45.4%	3,604 18.2%	346 1.7%	545 2.8%	5,508 27.9%
	70歳～74歳	10,236 100.0%	389 3.8%	4,303 42.0%	1,799 17.6%	227 2.2%	311 3.1%	3,207 31.3%
	75歳以上	6,041 100.0%	261 4.3%	1,801 29.8%	915 15.1%	119 2.0%	211 3.5%	2,734 45.3%

資料:平成26年度被保護者調査(年次調査(平成26年7月末日現在))

生活扶助基準の見直しに伴い影響が生じる他制度について

「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成25年2月閣僚懇談会における全閣僚での申し合わせ事項）で対応方針を示した制度（個人住民税の非課税限度額等、その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度、地方単独事業）における対応結果は以下のとおり。

1. 個人住民税の非課税限度額等

○生活扶助基準等と個人住民税非課税限度額との関係

- ・個人住民税非課税限度額制度は、低所得者の税負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方はできるだけ非課税としようとする制度である。
- ・非課税限度額は、均等割については前年の生活扶助基準額を、所得割については前年の生活保護基準額を勘案して設定している。

○生活扶助基準の見直しに係る対応結果

- ・平成26年度税制改正において、「平成26年度分の個人住民税に係る非課税限度額(均等割・所得割)については、現行どおりとする。」とされた。その後、平成28年度分個人住民税まで、非課税限度額については変更されていない。

○個人住民税非課税限度額を参考にしてしている主な制度に関する影響と対応結果について

項目	個人住民税非課税限度額等との関係	生活扶助基準段階見直し最終年度（平成27年度）の対応結果
介護保険料や高額介護サービス費等の段階区分	介護保険料や高額介護サービス費等の月々の自己負担額上限の所得区分として、 <u>個人住民税非課税世帯であるか否か等が、低所得者の判定基準の一部</u> となっている。	個人住民税非課税限度額が変更されていないことから、 <u>基準の設定は、変更せず。</u>
公的医療保険における自己負担限度額	医療費の一部負担金のうち、高額療養費(自己負担額上限)の所得区分として、 <u>個人住民税非課税世帯であるか否か等が、低所得者の判定基準の一部</u> となっている。	個人住民税非課税限度額が変更されていないことから、 <u>基準の設定は、変更せず。</u>
国民年金保険料の申請免除(全額免除)	前年の所得が一定の所得基準以下の者である場合は、申請により国民年金保険料が全額免除される。 <u>その対象となる者の所得基準については、市町村民税非課税世帯を参考に設定する。</u>	個人住民税非課税限度額が変更されていないことから、 <u>基準の金額の設定は、変更せず。</u>

生活扶助基準の見直しに伴い影響が生じる他制度について(続)

2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

○生活扶助基準等を参考にしている主な制度と生活保護基準の関係と対応結果について

項目	生活保護基準との関係	生活扶助基準段階見直し最終年度(平成27年度)の対応結果
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業、養育医療給付事業等	小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具の給付等を行う場合の自己負担限度額について所得に応じた階層が設定されている。 <u>生活保護受給世帯等については自己負担なしとされている。</u>	見直しによる影響を受けないよう、市町村民税非課税世帯の対象世帯のうち、 <u>特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、生活保護受給世帯等と同様の取扱いとすることとした。</u>
就学援助制度における学用品費等の支給	<u>生活保護の要保護者である就学困難な児童及び生徒に対して地方自治体が学用品費給与等就学援助を行った場合には、国が費用を補助する。</u> (就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)第2条)	25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者で、引き続き、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、 <u>要保護者としての国庫補助申請を認める取扱いとした。</u>
児童保護費等負担金等	保護者のいない児童又は虐待を受けた等保護者の監護が不相当であると認められる児童(要保護児童)等の児童入所施設措置費等の費用の一部を公費負担している。そのうち、 <u>要保護児童の「一般生活費」等については、従来、生活保護の「改定率」に準拠し、改定前の額を増減させてきたほか、「期末一時扶助費」等については、生活保護における単価の改定に準じて改定している。</u>	「一般生活費」等については、これまでに準拠していた「標準世帯」の設定が行われなくなったことなどを踏まえ、 <u>生活扶助基準を参照することを見直した上で、子どもの生活に必要な物品等の物価動向を反映した。</u>
戦傷病者特別援護法に基づく療養手当	戦傷病者のうち1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない者に対し支給する手当で、 <u>従来、生活保護基準の改定率に準じて改定してきた。</u>	受給者の状況に配慮し、 <u>国民の消費動向等のみを勘案し、改定しなかった(生活扶助基準のスライド率は反映させず据え置き)</u>

3. 地方単独事業

(例) 準要保護者(要保護者に準ずる者として、各自治体ごとに設定)に対する就学援助

○地方自治体で独自に実施している事業については、全国の地方自治体に対して、平成25年度から数次に渡り、国の取組を説明した上で、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼をしたところ。⁶

就学援助に係る準要保護認定基準の運用等 (平成27年6月文部科学省による調査結果)

- 平成27年度の準要保護認定基準に係る生活扶助基準の見直しに伴う影響が生じていない市町村数は、1734市町村(98.5%, 対前年度 +2.5ポイント)

	26年度当初	27年度当初
影響が生じていない市町村数	1,697市町村 (96.0%)	1,734市町村 (98.5%)
影響への対応を直接的には行っていない市町村数	71市町村 (4.0%)	27市町村 (1.5%)

(注)

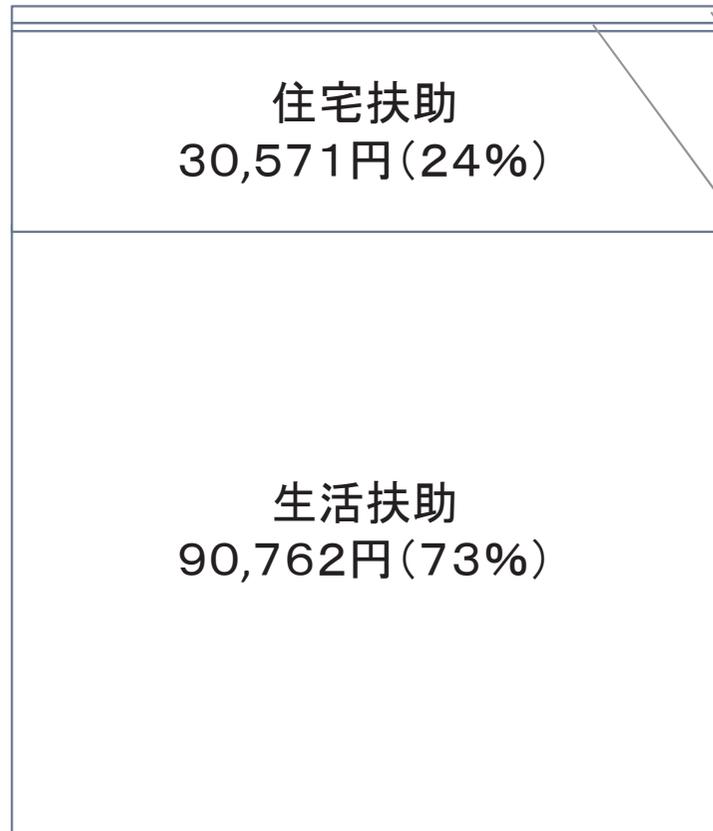
- 「26年度当初」のデータについては、平成26年4月に調査し、同年6月に公表したデータである。(回答数1,768)
- 「27年度当初」のデータについては、平成27年6月に調査したデータである。(回答数:1,761)
- 「影響が生じていない市町村」とは、「生活保護の基準額を認定基準として使用していない市町村」、「平成25年度8月以前の生活保護基準額を使用して認定するなど影響が出ないよう対応している市町村」、「影響を受ける児童生徒が生じていない市町村」である。
- 「影響への対応を直接的には行っていない市町村」とは、就学援助制度上での影響が出ないよう直接的な取組は行っていないが、就学援助制度以外の、様々な義務教育段階の子供の貧困対策(例えば、経済的に困窮している児童生徒に対する学習支援や子供医療費助成制度など)を行っている市町村である。

1世帯当たりの保護の決定状況

平成26年における1世帯当たりの最低生活費の平均は124,911円、収入認定額の平均は36,460円となっており、最低生活費に占める収入充当の割合は26.0%となっている。

最低生活費に占める扶助の構成

平成26年1世帯当たりの平均最低生活費
124,911円 (A)



収入認定額における
控除額 (C) 4,010円

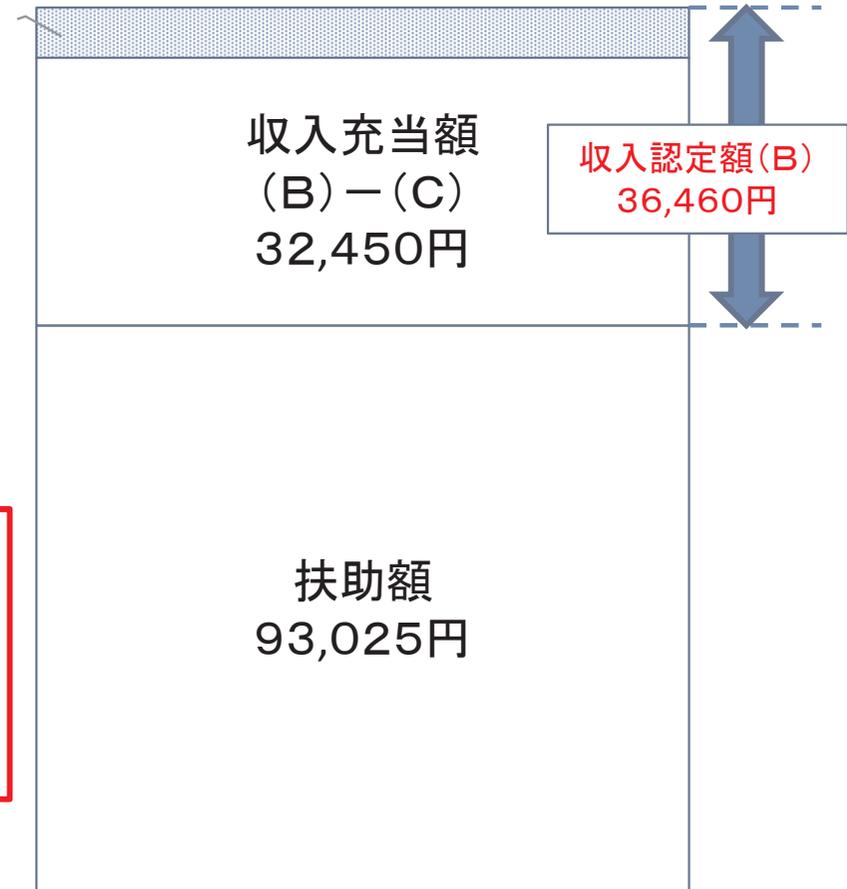
一時扶助
2,725円 (2.2%)

教育扶助
853円 (0.7%)

収入充当率 26.0%

$$\frac{\text{収入充当額}((B) - (C))}{\text{最低生活費}(A)}$$

保護の決定の内訳



※生活扶助は、冬季加算及び期末一時扶助費を除き、その他の加算は含む。
※必要に応じて、医療扶助等が別途支給される。

※扶助額は、保護の実施機関が実際に支払う保護費。「最低生活費 - 収入充当額 (収入認定額 - 収入認定における控除額)」により算出。
※控除額は、就労に伴う必要経費等の収入を得るために必要な経費をいう。

保護歴のある保護開始世帯の状況

- 平成26年度に保護開始された世帯のうち、保護歴のある世帯の割合は21.2%。
- 保護再開の理由別では、「傷病」が22.7%、「失業」が11.3%、「貯金等の減少・喪失」が33.4%。
- 「失業」を理由に保護が再開された世帯のうち、前回の保護廃止から1年未満の世帯が56.2%。

保護開始世帯総数 (A)	保護歴ありの世帯 (B)	構成割合(%) (B/A)
205,699	43,590	21.2%

	総数	保護再開の理由									
		傷病	働いていた者の離別等	失業	定年・勤務先都合 (自己都合 (解雇等))		老齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	貯金等の減少・喪失	その他
					定年・自己都合	勤務先都合(解雇等)					
保護歴ありの世帯総数	43,590	9,895	1,211	4,946	3,853	1,093	1,229	153	2,599	14,571	8,986
(再掲)	100.0%	22.7%	2.8%	11.3%	8.8%	2.5%	2.8%	0.4%	6.0%	33.4%	20.6%
前回廃止から1年未満	22,628	4,871	412	2,779	2,175	604	560	67	1,336	7,054	5,549
	(51.9%)	(49.2%)	(34.0%)	(56.2%)	(56.4%)	(55.3%)	(45.6%)	(43.8%)	(51.4%)	(48.4%)	(61.8%)
前回廃止から1年以上	20,962	5,024	799	2,167	1,678	489	669	86	1,263	7,517	3,437
	(48.1%)	(50.8%)	(66.0%)	(43.8%)	(43.6%)	(44.7%)	(54.4%)	(56.2%)	(48.6%)	(51.6%)	(38.2%)

資料：平成26年度被保護者調査(月次調査、12ヶ月分の累計)